

労働者派遣事業実態調査調査票（案）
（派遣先用）

平成17年 月

厚生労働省

調査にあたって

- 1 この調査は労働者派遣事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。

なお、御記入はできる限り派遣先責任者の方をお願いいたします。

- 2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。

なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。

また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。

- 3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年 月 日（ ）までに御返送ください。

- 4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

TEL 03-5253-1111

〔用語の定義〕

常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が事実上反復継続されて①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- ③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

問1 事業所の属性についてお答えください。

(1) 貴事業所の所在地

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 貴事業所の業種(主なもの1つに○)

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| 1 農林水産業 | 8 卸・小売業 | 15 広告業 |
| 2 建設業 | 9 金融・保険業 | 16 建物サービス業 |
| 3 製造業 | 10 不動産業 | 17 病院・診療所 |
| 4 電気・ガス・水道・熱供給業 | 11 旅館・ホテル | 18 その他のサービス業 |
| 5 運輸業 | 12 映画制作・配給業 | 19 社団・財団 |
| 6 旅行業 | 13 放送業 | 20 官公庁・公団 |
| 7 通信業 | 14 情報サービス業 | 21 その他 |
- 〔具体的に

問2 事業所の状況についてお答えください。

(1) 平成17年9月1日現在の労働者数(派遣労働者は含みません。)

(ア) 貴事業所

①常用労働者(②を除きます。) 人(うち女性 人)

②パート・アルバイト・臨時等 人(うち女性 人)

(イ) 貴社全体の常用労働者 人(うち女性 人)

(2) 平成17年9月1日と平成16年9月1日の労働者数の変化(派遣労働者は含みません。)

1 %増加 2 増減なし 3 %減少

問3 派遣労働者の受入れ状況についてお答えください。

(1) 平成17年9月1日現在の貴事業所における派遣労働者の受入れ状況

- ① 派遣労働者の受入れ数 人（うち女性 人）
- ② 受入れ派遣元事業所数 所

(2) 業務別受入れ人数（業務ごとに記入してください。1人の派遣労働者が複数の業務を行っている場合は、それぞれの業務ごとに記入してください。）

	業 務	受入れ 派遣労働者数 (人)	うち女性 (人)	受入れ 派遣元事業所数 (所)
政 令 で 定 め る 26 業 務	ソフトウェア開発（1号）			
	機械設計（2号）			
	事務用機器操作（5号）			
	ファイリング（8号）			
	財務処理（10号）			
	取引文書作成（11号）			
	案内・受付、駐車場管理等（16号）			
	テレマーケティングの営業（24号）			
	その他の26業務（合計でお答えください） 主なもの 3つ具体的に記入してください			
26 業 務 以 外	営業			
	販売			
	一般事務			
	運転			
	介護			
	物の製造			
	医療（社会福祉施設等における）			
	その他〔具体的に〕			

(3) 平成16年9月1日と平成17年9月1日の派遣労働者の受入れ人数の変化

- 1 %増加 2 増減なし 3 %減少

(4) 全体的な今後の派遣労働者受入れ方針(今後3年間程度)

- 1 受入れを増やす 2 現状維持 3 受入れを減らす 4 受入れを取り止める

(5) 常用労働者ではなく派遣労働者を受け入れる理由(主なもの3つ以内に○)

- 1 一時的・季節的な業務量の増大に対処するため
- 2 通常業務の一時的な補充のため
- 3 欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため
- 4 新規事業で、即戦力が必要となったため
- 5 特別な知識・技術を必要とするため
- 6 教育訓練の必要がないため
- 7 コストが割安なため
- 8 雇用管理の負担が軽減されるため
- 9 勤務形態が常用労働者と異なる業務のため
- 10 常用労働者の数を抑制するため
- 11 雇用調整が容易なため
- 12 常用労働者の活性化をはかるため
- 13 その他〔具体的に

(6) パート・アルバイト・臨時等ではなく派遣労働者を受入れる理由

(主なもの3つ以内に○)

- 1 一時的・季節的な業務量の増大に対処するため
- 2 通常業務の一時的な補充のため
- 3 欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため
- 4 新規事業で、即戦力が必要となったため
- 5 特別な知識・技術を必要とするため
- 6 教育訓練の必要がないため
- 7 コストが割安なため
- 8 雇用管理の負担が軽減されるため
- 9 勤務形態がパート・アルバイト・臨時等と異なる業務のため
- 10 パート・アルバイト・臨時等の数を抑制するため
- 11 雇用調整が容易なため
- 12 その他〔具体的に 〕

(7) これまで貴事業所が受入れたことのある派遣労働者が、そのまま貴事業所へ就職する事例の有無（紹介予定派遣の場合を除く。）

- 1 よくある
- 2 たまにある
- 3 ほとんどない
- 4 ない

(8) 派遣されている派遣労働者を、社員に登用する制度はありますか。

- 1 正社員として登用する制度がある
- 2 嘱託、契約社員として登用する制度がある
- 3 制度がない

問4 派遣と常用労働者やパート等との関係についてお答えください。

(1) 派遣労働者が行なっている業務は、派遣労働者を受け入れる前（間があいている場合は、以前にその業務を）誰が担当していましたか。（主なものを1つに○）

1	2	3	4	5
常用労働者 (2を除く)	パート、アルバイト、 臨時等	外部委託	新規発生の業務で 前任者なし	その他 〔具体的に〕
↓			→ (問5へお進みください)	

(2) ((1)で「1 常用労働者」「2 パート、アルバイト、臨時等」とお答えの方に)
担当していた労働者は現在どうしていますか（担当していた労働者が1人だった場合は
(ア)のみ記入してください）。

(ア)最も多いもの

- 1 同じ事業所で同じ業務を担当している
- 2 同じ事業所で別の業務を担当している
- 3 別の事業所で働いている
- 4 派遣の受入れを期に辞めてもらった
- 5 派遣受入れ前に辞めてしまった
- 6 その他〔具体的に〕

(イ)2番目に多いもの

- 1 同じ事業所で同じ業務を担当している
- 2 同じ事業所で別の業務を担当している
- 3 別の事業所で働いている
- 4 派遣の受入れを期に辞めてもらった
- 5 派遣受入れ前に辞めてしまった
- 6 その他〔具体的に〕

問5 派遣契約状況についてお答えください。

(1) (ア)平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている労働者派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間(同一の派遣元事業所から複数の業務で労働者派遣されている場合は、業務ごとにそれぞれ1件と数えてください。)

(イ)平成15年以前(派遣法改正以前)に比べ契約期間はどうか変化しましたか。

	業 務	(ア) 6月1日現在の派遣契約期間							(イ) 契約期間の 長期化・ 短期化
		1カ月未満	1カ月以上3カ月未満	3カ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計 平均 期間 (単位: カ月)	
政 令 で 定 め る 26 業 務	ソフトウェア開発(1号)	件	件	件	件	件	件	件	1長くなった 2短くなった 3変化していない
	機械設計(2号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	事務用機器操作(5号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	ファイリング(8号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	財務処理(10号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	取引文書作成(11号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	案内・受付、駐車場管理等(16号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	テレマーケティングの営業(24号)								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	その他の26業務(合計でお答えください) 〔 ・ ・ ・ 〕								1長くなった 2短くなった 3変化していない
26 業 務 以 外	営業								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	販売								1長くなった 2短くなった 3変化していない
	一般事務								1長くなった 2短くなった 3変化していない

運転									1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
介護									1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない
物の製造									
医療（社会福祉施設等における）									
その他〔具体的に〕									1 長くなった 2 短くなった 3 変化していない

- (2) 平成17年9月1日現在、貴事業所において結ばれている派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均契約期間（現在契約している契約の期間に、これまでに連続して更新してきた各契約の期間の合計を加えた期間でお答えください。また、同一の派遣元事業所から複数の業務で契約し派遣されている場合は、業務ごとにそれぞれ1件と数えてください。）

	業 務	通算契約期間					平均通算契約期間 (単位：カ月)
		6 カ 月 未満	6 カ月以 上12カ月 未満	12カ月以 上3年未 満	3年以上	計	
政 令 で 定 め る 26 業 務	ソフトウェア開発（1号）	件	件	件	件	件	
	機械設計（2号）						
	事務用機器操作（5号）						
	ファイリング（8号）						
	財務処理（10号）						
	取引文書作成（11号）						
	案内・受付、駐車場管理等（16号）						
	テレマーケティングの営業（24号）						

26 業 務 以 外	その他の26業務 (合計でお答えください) 主なもの 3つ具体的に 記入して ください						
	営業						
	販売						
	一般事務						
	運転						
	介護						
	物の製造						
	医療（社会福祉施設等における）						
	その他〔具体的に〕						

(3) 派遣労働者の事前面接等についてお答えください（紹介予定派遣を除きます）。

①派遣される労働者が決定される前に行われていること（それぞれあてはまるものに○）

	よくある	たまにある	ほとんど ない	まったく ない
(ア) 労働者の履歴書の取り寄せ →	1	2	3	4
(イ) 事前面接（簡単な実技試験を含みます。）の実施 →	1	2	3	4
(ウ) 派遣労働者が希望したときの 貴事業所への事前訪問 →	1	2	3	4
(エ) 本格的な労働者派遣に先立つ 短期間（2週間以内程度）の 貴事業所での就労 →	1	2	3	4
(オ) 派遣労働者の年齢制限 →	1	2	3	4
(カ) 派遣労働者の性別の指定 →	1	2	3	4

② (①のイ)で「1よくある」、「2たまにある」と答えた方に) 以下のことを行っていますか (それぞれあてはまるものに○)

	よくある	たまにある	ほとんではない	まったくない
(ア) 上記の(イ)の面接における派遣元の同席 →	1	2	3	4
(イ) 上記の(イ)において複数の派遣労働者が派遣先に同時に面接を受けること →	1	2	3	4

(4) 派遣労働者の事前面接を実施することについて

(ア) 派遣労働者の事前面接を実施することは、

1 認められてよい	2 場合によっては認められてよい	3 場合によっては認められるべきではない	4 認められるべきではない
--------------	---------------------	-------------------------	------------------

(イ) ((ア)で「1認められてよい」「2場合によっては認められてよい」と答えた方に) その理由 (あてはまるものすべてに○) 1 派遣労働者へ業務内容を教えられる 2 貴社の社風を教えられる 3 貴社が派遣労働者の人物を選考できる 4 貴社が派遣労働者の能力を選考できる	(ウ) ((ア)で「3場合によっては認められるべきではない」「4認められるべきではない」と答えた方に) その理由 (あてはまるものすべてに○) 1 派遣先が選考するのであれば、派遣元の存在意義がない 2 派遣先が適切に選考できるか疑問である 3 責任の所在が不明確になる 4 派遣労働者の就労拒否が増大する 5 作業量が増大する
---	--

(5) 派遣先に雇用者としての責任 (雇用の保障、賃金の支払い、作業の安全衛生管理等) を負担させるべきという意見がありますが、これについて、どのようにお考えですか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 いかなる場合でも派遣先は責任を負担すべき
- 2 面接等で派遣労働者を特定できるなら責任を負担すべき
- 3 相当長期間同一の派遣労働者を使用したのであれば、派遣労働者の希望も踏まえ責任を負担すべき
- 4 倒産等により派遣元が責任を果たせない場合、賃金や保険料の負担を負わせるべき
- 5 雇用者としての責任は負担すべきではない
- 6 どちらでもよい

(1) 受入れ期間の制限の制度

- (2) 受入れ期間の制限に抵触する日の通知

- (3) 受入れ期間の制限についての問題点 (あてはまるものすべてに○)

- (注) 新たな労働者派遣を受ける場合に、その直前の労働者派遣との間が3カ月を超えないときは継続しているとみなされます。

(ア) 派遣先の状況

- (イ) 意見の徴収はいつ行いましたか

- 10